

## 昭和四十七年労働省令第三十八号

四アルキル鉛中毒予防規則  
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、四アルキル鉛中毒予防規則を次のように定める。

### 目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 四アルキル鉛等業務に係る措置（第二章）
- 第三章 健康管理（第二十二条～第二十六条）
- 第四章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（第二十七条）

### 附則

#### 第一章 総則

（定義等） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四アルキル鉛 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十九号。以下「令」といふ。）別表第五第一号の四アルキル鉛をいう。

二 加鉛ガソリン 令別表第五第四号の加鉛ガソリンをいう。

三 四アルキル鉛等 四アルキル鉛及び加鉛ガソリンをいう。

四 タンク 四アルキル鉛等によりその内部が汚染されており、又は汚染されているおそれのあるタンクその他の設備をいう。

五 四アルキル鉛等業務 令別表第五に掲げる四アルキル鉛等業務をいう。

六 装置等 令別表第五第一号又は第二号に掲げる業務に用いる機械又は装置をいう。

七 第一項第七号の保護具を携帯しなければならないとき、第一号の事項については、この限りでない。

八 第一項第八号の措置を講ずること。

九 第一項第七号の保護具を携帯する必要があること。

十 第一項第八号の措置を講ずること。

十一 第一項第七号の保護具を携帯する必要があること。

十二 第一項第八号の措置を講ずること。

十三 第一項第八号の措置を講ずること。

十四 第一項第八号の措置を講ずること。

十五 第一項第八号の措置を講ずること。

十六 第一項第八号の措置を講ずること。

十七 第一項第八号の措置を講ずること。

十八 第一項第八号の措置を講ずること。

十九 第一項第八号の措置を講ずること。

二十 第一項第八号の措置を講ずること。

二十一 第一項第八号の措置を講ずること。

二十二 第一項第八号の措置を講ずること。

二十三 第一項第八号の措置を講ずること。

二 作業場所をそれ以外の作業場所その他関係者が立ち入る場所から隔離すること。  
三 作業場所の床を不浸透性の材料で造り、かつ、四アルキル鉛による汚染を容易に除去できる構造のものとすること。  
四 作業場所以外の場所に、作業に従事する労働者のための休憩室並びに当該労働者の専用に供するための洗面設備、洗浄用灯油槽及びシャワー（シャワーを設けない場合にあっては、浴槽）を設けること。  
五 装置等を毎日一回以上点検し、四アルキル鉛又はその蒸気が漏れ、又は漏れるおそれのあることが判明したときは、必要な処置を行なうこと。  
六 作業に従事する労働者に不浸透性的保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、この限りでない。  
七 作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯させること。  
八 四アルキル鉛を入れるドラム缶等の容器を堅固で四アルキル鉛が漏れるおそれのないものとし、かつ、当該容器に四アルキル鉛用の容器である旨の表示をすること。  
九 四アルキル鉛を入れるドラム缶等の容器に従事する間、同項第六号の保護具を使用しない。  
十 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第五号の保護具を使用しなければならない。  
十一 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
十二 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
十三 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
十四 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
十五 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
十六 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
十七 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
十八 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
十九 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
二十 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
二十一 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
二十二 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
二十三 四アルキル鉛等業務の前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。

一 装置等を作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのない構造のものとする。  
二 作業場所の建築物を換気が十分に行われるようにならざるときは、その三側面を開放したものとする。  
三 ドラム缶中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業により当該ドラム缶を空にしようとするときは、その内部に四アルキル鉛が残らないようないように吸引すること。  
四 ドラム缶中の四アルキル鉛を装置等に吸引する作業を終了したときは、直ちに、当該ドラム缶を密栓し、かつ、その外面の四アルキル鉛による汚染を除去すること。  
五 装置に従事する労働者に不浸透性的保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガスマスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。  
六 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第五号の保護具を使用しなければならない。  
七 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
八 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
九 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
一〇 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
一一 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
一二 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
一三 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
一四 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
一五 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。  
一六 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第七号の保護具を携帯しなければならない。  
一七 第二条第一項第一号から第五号までに掲げる前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第六号の保護具を使用しなければならない。

一 前項の業務（同項第一号の汚染を除去する作業に係るもの）に従事する労働者は、当該業務に従事する間、同項第二号の保護具を使用しなければならない。ただし、同号ただし書の場合は、この限りでない。  
二 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。  
三 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。  
四 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。  
五 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。  
六 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。  
七 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、次の事項を周知させなければならない。ただし、当該請負人が四アルキル鉛によつて汚染されるおそれのないときは、第一号の事項については、この限りでない。



一 労働者が作業に従事するときを除き、前項第二号及び第三号の措置を講ずること等について配慮すること。	二 当該請負人にに対し、次に掲げる措置を講ずる必要がある旨を周知させること。
イ 前項第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する場合は、同一項目第四号の保護具を使用すること。	ロ 前項第二号の換気の作業以外の作業に從事する場合は、同項第五号の保護具を使用すること。
三 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき（第一項に規定する場合を除く。）は、次の措置を講じなければならぬ。	四 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき（第一項に規定する場合を除く。）は、次の措置を講じなければならない。
五 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人にに対し、次の事項を周知せねばならない。	六 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人にに対し、次の事項を周知せねばならない。

一 作業場所に匂い式フードの局所排気装置を設け、かつ、作業中当該装置を稼動させること。	二 作業に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。
三 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。	四 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。
五 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、第一次の保護具を使用すること。	六 事業者は、第一次の保護具を使用すること。
六 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人にに対し、次の事項を周知せねばならない。	七 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人にに対し、次の事項を周知せねばならない。

一 作業場所に前項第一号の保護具を備える必要があること。	二 前項第二号の保護具を使用する必要があること。
三 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人にに対し、次の事項を周知せねばならない。	四 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるとき（第二項に規定する場合を除く。）は、当該請負人にに対し、次の事項を周知せねばならない。
五 事業者は、四アルキル鉛等による汚染を除去する作業を終了しようとするときは、四アルキル鉛の濃度の測定その他の方法により、当該汚染が除去されたことを確認しなければならない。	六 事業者は、四アルキル鉛等による汚染を除去する作業を終了しようとするときは、四アルキル鉛の濃度の測定その他の方法により、当該汚染が除去されたことを確認しなければならない。
六 令別表第五第八号に掲げる業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、第一項の場合で、同項の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事するときは同項第四号の保護具を、同項の場合で同項第二号の換気の作業以外の作業に従事するときは同項第五号の保護具を、それぞれ使用しなければならない。（加鉛ガソリンの使用に係る措置）	七 事業者は、四アルキル鉛等による汚染を除去する作業を終了しようとするときは、四アルキル鉛の濃度の測定その他の方法により、当該汚染が除去されたことを確認しなければならない。

一 事業者は、四アルキル鉛等による汚染を除去する作業を行なわせなければならない。	二 事業者は、四アルキル鉛等による汚染を除去する作業を行なわせなければならない。
三 事業者は、四アルキル鉛等の作業主任者に請け負わせるときは、当該請負人に對し、第一次の保護具を備える必要があること。	四 事業者は、四アルキル鉛等の作業主任者に請け負わせるときは、当該請負人に對し、第一次の保護具を備える必要があること。
五 事業者は、四アルキル鉛等による汚染を除去する作業を行なわせなければならない。	六 事業者は、四アルキル鉛等による汚染を除去する作業を行なわせなければならない。
六 第十五條 事業者は、四アルキル鉛等の作業主任者に請け負わせるときは、当該請負人に對し、第一次の保護具を備える必要があること。	七 第十六条 事業者は、四アルキル鉛等の業務に労働者を請負わせるときは、当該請負人に對し、第一次の保護具を備える必要があること。
七 第十七条 事業者は、四アルキル鉛等の業務を行なう作業場所ごとに次の薬品等（令別表第五第四号に掲げる業務を行なう作業場所については、第四号の補修材を除く。）を備えなければならない。（薬品等の備付け）	八 第十八条 事業者は、四アルキル鉛等の業務に労働者を請負わせるときは、当該請負人に對し、第一次の保護具を備える必要があること。
八 第十八条 事業者は、四アルキル鉛等の業務を行なう作業場所ごとに次の薬品等（令別表第五第六号に掲げる業務について手足等を洗わせてはならない旨を周知させなければならない。（保護具等の管理））を修了した者のうちから、四アルキル鉛等作業主任者の選任）	九 第十九条 事業者は、四アルキル鉛等の業務を行なう作業場所ごとに次の薬品等（令別表第五第六号に掲げる業務を行なう作業場所については、第四号の補修材を除く。）を備えなければならない。（立入禁止）

表示することその他の方法により禁止するともに、表示以外の方法により禁止したときは、これらの場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

**第二十条** 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる場合において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときは、直ちに、作業を中止し、作業に従事する者を作業場所等から退避させなければならない。

一 装置等が故障等によりその機能を失った場合

二 第六条第一項第六号、第七条第二項又は第十一条第一項第二号の換気装置が作業中故障等によりその機能を失った場合

三 四アルキル鉛が漏れ、又はこぼれた場合

四 前三号に掲げる場合のほか、作業場所等が四アルキル鉛又はその蒸気により著しく汚染される事態が生じた場合

事業者は、前項各号のいずれかに掲げる場合には、作業場所等において四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないことを確認するまでの間、当該作業場所等に關係者以外の作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

事業者は、四アルキル鉛等業務の一一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人が異常な症状を訴え、又は当該請負人について異常な症状を発見したときであつて当該請負人が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのあるときには、直ちに当該請負人を作業場所等から退避させなければならぬ。

**第二十一条** 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に關する衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

一 四アルキル鉛の毒性

二 作業の方法

三 保護具の使用方法

四 洗身等清潔の保持の方法

五 事故の場合の退避及び救急処置の方法

六 前各号に掲げるもののほか、四アルキル鉛中毒の予防に關し必要な事項

**第二十二条** 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時從事する労働者に対し、第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除く）（第七条第一項第一号の場合は、第七条第一項第一号の規定により准用する場合を除く。）（第七条第一項の規定により準用する場合を含み、第六条第一項第十号ただし書第一項第一号の規定により准用する場合を除く。）を除く。）に係る作業及び同項第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行うものに限る。）（第七条第一項の規定により准用する場合を除く。）（第七条第一項第一号から第五号までの措置に係る作業及び同項第八号の措置に係る監視の作業（タンクの内部において行うものを除く。）（第七条第一項に掲げる業務）

ト 令別表第五第六号に掲げる業務（第九条第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除く）（第七条第一項第一号の規定により准用する場合を含む。）を除く。）

チ 令別表第五第七号に掲げる業務

リ 令別表第五第八号に掲げる業務

**第二十三条** 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時從事する労働者に対し、第一項第一号の規定により准用する場合を除く。

**第二十四条** 事業者は、第二十二条の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

**第二十五条** 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

一 身体が四アルキル鉛等により汚染された労働者（加鉛ガソリンにより汚染された労働者も含む。）新たに当該業務に係る四アルキル鉛による異常所見があると認められなかつた労働者については、第一項の健康診断（定期のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、一年以内ごとに一回、定期に、行えず足りるものとする。

**第二十六条** 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者をつかせるときは、直ちに、作業を中止し、作業に従事する者を作業場所等から退避させなければならない。

一 四アルキル鉛等業務を行う作業場である旨

二 四アルキル鉛等により生ずるおそれのある疾病的種類及びその症状

三 四アルキル鉛等の取扱い上の注意事項

四 いらいら、不眠、悪夢、食欲不振、顔面蒼白、倦怠感、盜汗、頭痛、振戻、四肢の腱反射亢進、恶心、嘔吐、腹痛、不安、興奮、記憶障害その他の神経症状又は精神症状の自覚症状又は他覚症状の有無の検査

五 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

六 血液中の鉛の量の検査

**第二十七条** 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時從事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時從事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

**第二十八条** 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

**第二十九条** 事業者は、第二十二条の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、四アルキル鉛健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

**第三十条** 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

一 身体が四アルキル鉛等により汚染された労働者（加鉛ガソリンにより汚染された労働者も含む。）新たに当該業務に係る四アルキル鉛による異常所見があると認められなかつた労働者については、第一項の健康診断（定期のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、一年以内ごとに一回、定期に、行えず足りるものとする。

**第三十一条** 事業者は、前条の健康診断（定期のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、又は当該症状を訴えたもの

**第三十二条** 事業者は、令第二十二条第一項第五号に掲げる業務に常時從事する労働者に対し、第一項第一号の規定により准用する場合を除く。

**第三十三条** 事業者は、前条の健康診断（定期のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、又は当該症状を訴えたもの

**第三十四条** 事業者は、第二十二条の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

**第三十五条** 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる労働者に、遅滞なく、医師の診断を受けさせなければならない。

一 身体が四アルキル鉛等により汚染された労働者（加鉛ガソリンにより汚染された労働者も含む。）新たに当該業務に係る四アルキル鉛による異常所見があると認められなかつた労働者については、第一項の健康診断（定期のものに限る。）は、同項の規定にかかわらず、一年以内ごとに一回、定期に、行えず足りるものとする。

**第三十六条** 事業者は、第二十二条第一項第四号に掲げる症状が認められた労働者で、四アルキル鉛等業務に従事した労働者で、又は当該症状を訴えたもの

事業者は、前項の診断の結果、異常が認められなかつた労働者にも、その後二週間、医師による観察を受けさせなければならない。

事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の各号のいずれかに掲げる場合には、遅滞なく医師の診断を受ける必要がある旨を周知せなければならぬ。

一 身体が四アルキル鉛等により汚染されたとき（加鉛ガソリンにより汚染された場合であつて、四アルキル鉛中毒にかかるおそれがないときを除く。）

二 四アルキル鉛等を飲み込んだとき

三 四アルキル鉛の蒸気を吸いし、又は加鉛ガソリンの蒸気を多量に吸入したとき

四 四アルキル鉛等業務に従事した場合であつて、第二十二条第一項第四号に掲げる症状が認められるとき

五 事業者は、前項の請負人に對し、同項の診断の結果、異常が認められなかつたときも、その後二週間、医師による観察を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（四アルキル鉛中毒にかかつてゐる労働者等の就業禁止）

**第二十六条** 事業者は、四アルキル鉛中毒にかかつてゐる労働者及び第二十二条の健康診断又は前条第一項の診断の結果、四アルキル鉛等業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた労働者を、四アルキル鉛等業務に従事させてはならない。

事業者は、四アルキル鉛等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、四アルキル鉛中毒にかかつてゐる場合又は医師の診断の結果、四アルキル鉛等業務に従事するこれが健康の保持のために適当でないと医師が認めた場合は、四アルキル鉛等業務に従事してはならない旨を周知させなければならない。

**第四章 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによる。

**第二十七条** 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の科目その他必要な事項については、特定化学物質障害予防規則の定めるところによる。

### 附 則 抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

（廃止）

**第二条** 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十三年労働省令第四号）は、廃止する。

**附 則**（昭和五十三年八月一六日労働省令第三号）抄

この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

**附 則**（昭和五九年一月二七日労働省令第三号）抄

この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

**附 則**（昭和六〇年一月一四日労働省令第一号）抄

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二年一二月一八日労働省令第一号）抄

この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。

**附 則**（平成六年三月三〇日労働省令第三〇号）抄

この省令は、昭和三十二年三月三〇日から施行する。

**附 則**（平成八年九月一三日労働省令第三五号）抄

この省令は、昭和三十二年九月一日から施行する。

**附 則**（平成一一年一月一一日労働省令第四号）抄

この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。

**附 則**（平成一二年三月二十四日労働省令第七号）抄

この省令は、昭和三十二年三月二十四日から施行する。

**附 則**（平成一二年三月一〇月三一日労働省令第四一号）抄

この省令は、昭和三十二年三月一〇月三日から施行する。

**附 則**（平成一八年一月五日厚生労働省令第一七五号）抄

この省令は、昭和三十二年一月五日から施行する。

**附 則**（平成一八年一二月一九日厚生労働省令第一号）抄

この省令は、昭和三十二年一二月一九日から施行する。

**附 則**（平成一八年一月五日厚生労働省令第一号）抄

この省令は、昭和三十二年一月五日から施行する。

**附 則**（平成一八年一二月一九日厚生労働省令第一号）抄

この省令は、昭和三十二年一二月一九日から施行する。

2 旧有機則第三十七条第三項、旧鉛則第六十一條第三項、旧四アルキル則第二十八条第三項、旧特化則第五十二条第三項、旧電離則第六十一條第三項、旧事務所則第二十五条又は旧粉じん則第二十八条第三項の規定に基づく届出であつて、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第二項において準用する同条第一項の届出としての効力を有するものとする。

**第五条** この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**第六条** この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定による改正する法律（昭和四十一年政令第百三十号）の規定による改正前の労働安全衛生法施行令の一部を改正するの掘削作業主者を、同表の第四欄に掲げる作業主任者として選任することができる。

（罰則に関する経過措置）

三条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（作業主任者に関する経過措置）

この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定による改正する法律（昭和四十一年政令第百三十号）の規定による改正前の労働安全衛生法等地山三百五十九生法施行令の一部を改正するの掘削作業主者を、同表の第四欄に掲げる作業主任者として選任することができる。

（作業の区分適用除外する作業の区分資格を有する者）

「令」といふ用紙は、當分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（作業の区分適用除外する作業の区分資格を有する者）

（作業主任者に関する経過措置）

事業者は、次の表の第一欄に掲げる規定にかかるわらず、同表の第二欄に掲げる作業については、特定化則第五十二条第三項の規定に基づく講習を修了した

（作業主任者に関する経過措置）

規定期による 改正後の石 綿障害予防 規則第十九条	業主任者技能講習主任 (罰則の適用に関する経過措置)
第十三条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第十三条　(平成二十三年一月一四日厚生労働省令第五号)抄 (施行期日)

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。 (様式に関する経過措置)	第一条　この省令は、平成二十三年三月二九日厚生労働省令第二十九号抄 (施行期日)
第三条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令による改正後のかつての省令に定める相当様式による申請書等とみなす。	第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第四条　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。	第四条　この省令の施行の際現にある旧省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第一条　この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。 (施行期日)	第一条　この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
第二条　この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。	第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2　旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附　則　(令和元年五月七日厚生労働省令第一号)抄 (施行期日)	附　則　(令和元年五月七日厚生労働省令第一号)抄 (施行期日)

第一条　この省令は、令和二年七月一日から施行する。 (経過措置)	第一条　この省令は、令和二年三月三日厚生労働省令第二〇号抄 (施行期日)
第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧様式」といふ。）による規定が適用される。この省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧様式」といふ。）による規定が適用される。この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。	第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧様式」といふ。）による規定が適用される。この省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧様式」といふ。）による規定が適用される。この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。
附　則　(令和二年三月三日厚生労働省令第二〇号)抄 (施行期日)	附　則　(令和二年三月三日厚生労働省令第二〇号)抄 (施行期日)
第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。 (施行期日)	第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。 (施行期日)

一 第二条、第四条、第六条、第八条、第十一条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年四月一日

様式第1号 削除  
様式第2号 (第23条関係)

様式第2号(第23条関係)					
<b>規定期による改正後の石綿障害予防規則第十九条</b>					
<b>業主任者技能講習主任</b>					
<b>（罰則の適用に関する経過措置）</b>					

